

「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 31 年 3 月 15 日

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について、広く国民の皆様の御意見をお聴きするため、平成 31 年 3 月 15 日（金）から平成 31 年 4 月 15 日（月）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。

1. 背景

水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については

- ・ほう素及びその化合物：10mg/L^{※1}（230mg/L^{※2}）
- ・ふっ素及びその化合物：8 mg/L^{※1}（15mg/L^{※2}）
- ・硝酸性窒素等：100mg/L

とする一般排水基準が平成 13 年 7 月 1 日より適用されてきました。あわせて、この基準に直ちに対応することが困難な 40 業種については、3 年間の期限で暫定排水基準が設定され、その後 3 年ごとの見直しを経て、現在 12 業種について暫定排水基準が設定されています。

今般、現行の暫定排水基準が 2019 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される新たな基準について検討を行ってきました。その適用業種については、温泉分野、畜産分野及び工業分野等の各分野において解決すべき課題が異なることから、個別分野の検討会等で検討を進め、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会での検討結果を踏まえ、別添のとおり見直し案を取りまとめました。

※1：海域以外の公共用水域に排出されるもの

※2：海域に排出されるもの

2. 意見募集対象

「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」

3. 意見提出

募集期間：平成 31 年 3 月 15 日（金）から平成 31 年 4 月 15 日（月）

提出方法：意見募集要項を参照ください。

4. 添付資料

【意見募集要項】

【意見募集対象資料】ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に

係る暫定排水基準の見直し案

- 【参考資料】 (参考資料1) 温泉分野の暫定排水基準の見直しに係る検討結果
(参考資料2) 畜産分野の暫定排水基準の見直しに係る検討結果
(参考資料3) 工業分野の暫定排水基準の見直しに係る検討結果
(参考資料4) 下水道分野の暫定排水基準の見直しに係る検討結果

環境省水・大気環境局水環境課

直 通 : 03-5521-8313

代 表 : 03-3581-3351

課 長 : 熊谷 和哉 (内線 6610)

係 長 : 高野 隼一 (内線 6615)

係 長 : 藤原 務 (内線 6629)